



# 子育てのための施設等利用給付の給付方法について



令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。「子育てのための施設等利用給付認定」を受けた児童は、幼稚園等の利用料等が無償化となりますが、給付の方法には「法定代理受領」と「償還払い」の二つがあります。

## ○「法定代理受領」と「償還払い」の違いについて

	法定代理受領	償還払い
対象となる施設等	・子ども・子育て支援新制度・未移行幼稚園	・認可外保育施設 ・預かり保育事業 ・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業
給付の流れ	市は、法律に基づき、保護者にお支払する給付費を、利用している施設に直接給付します。	市は、保護者が施設に支払った利用料等の額を、保護者に給付します。 <b>→請求のお手続きが必要です。</b>

## ○「償還払い」の請求方法について

- ①対象となる施設等を利用した際は、一旦施設に利用料の全額を支払います。
- ②施設から「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」（ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合は、「子育て援助活動支援事業活動報告書」）を受け取ります。
- ③子ども福祉課に「子育てのための施設等利用給付請求書」を提出します。提出時には、施設から受け取った「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」（ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合は、「子育て援助活動支援事業活動報告書」）を添付してください。なお、請求書の受付期間は以下のとおりです。

対象	請求書の受付期間	対象	請求書の受付期間
4～6月利用分	7月1日～7月20日	9～12月利用分	翌年1月4日～1月20日
7～8月利用分	9月1日～9月20日	1～3月利用分	4月1日～4月20日

★上記期間内に、窓口またはオンラインで請求が可能です。

「子育てのための施設等利用費請求書」は、市ホームページに掲載しているほか、利用施設または子ども福祉課に用意してあります。

担当:岩沼市役所子ども福祉課保育支援係  
電話 0223-23-0826